

(様式1別紙1)

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住・就業等支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び五泉市から調査を求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、五泉市移住・就業等支援事業移住支援金交付要綱第7条の規定に基づき、速やかに五泉市に報告し、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容で申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に五泉市以外へ転出した場合：全額
 - (3) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に五泉市以外へ転出した場合：半額
 - (5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- 3 五泉市が五泉市移住・就業支援事業移住支援金交付要綱第2条に定める交付対象者に関する要件を確認するため、住民基本台帳等その他関係書類の確認、就業先や関係機関への就業状況等の確認を求めることについて同意します。
- 4 移住支援金の支給を受けた後に実施される五泉市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※ 報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません。担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い

新潟県及び五泉市は、移住・就業等支援事業の実施に際して得た個人情報について、新潟県及び五泉市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、新潟県及び五泉市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。